

第6章 計画を推進するための取り組み

1 (仮称) 仙台市地域保健福祉計画推進委員会

(1) 委員会の設置

この計画策定の趣旨を踏まえ、地域に関わるさまざまな担い手の皆さんのご意見を反映させながら計画を推進し、進捗管理、評価を行う機関として「(仮称) 仙台市地域保健福祉計画推進委員会（以下「計画推進委員会」）を設置します。

(2) 意見・評価結果の公表

「計画推進委員会」における意見・評価結果等について、ホームページに掲載するとともに、市民からの意見等を施策展開の参考とします。

(3) 意見の反映

「計画推進委員会」の意見を踏まえ、地域ニーズに合致した施策展開を行うため、施策内容の見直し、新規施策の実施に関する検討を行います。

2 市の関係部局内の連携

本計画は、地域保健福祉推進のための計画であり、高齢者、障害者、子育て、健康などの分野別計画における取り組みとの連携が不可欠です。そのため、市民の皆さんや「計画推進委員会」の意見を反映させながら、関係部局との連携を強化するとともに、担当分野の枠を越えた組織横断的な施策展開や市民との協働による地域保健福祉の推進を図ります。

3 市社会福祉協議会との連携

本計画と市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」とが一体となり、担当職員同士が密に連携を図るとともに、相互にそれぞれの役割を活かし、地域福祉の現場の声を共有しながら、身近な地域での地域保健福祉の推進を図ります。

4 計画を推進するための仕組み

5つの重点施策を柱として、本計画に掲載した施策に取り組みながら、本計画を推進してまいります。

